

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター定款

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、一般財団法人砂防・地すべり技術センター（以下「センター」という。）と称する。
- 2 センターの英名は、SABO&LANDSLIDE TECHNICAL CENTER（略称「STC」と称する。）という。

(事務所)

- 第2条 センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 センターは、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第3条 センターは、砂防、地すべり対策、がけ崩れ対策等（以下「砂防等」という。）に関する調査、研究及び技術開発を行って、砂防等の技術の向上を図るとともにその成果を広く社会に提供することにより国土の保全と災害の防止に貢献し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 砂防等に関する調査、研究、技術開発及び技術指導並びにこれらの成果の普及
 - (2) 砂防等に関する国際技術協力
 - (3) 前各号に関する業務の受託
 - (4) 砂防等に関する資料の収集及び提供
 - (5) 砂防等の技術者のための研修、講習会等の実施
 - (6) 砂防等に関する広報及び資料、図書等の刊行、配布
 - (7) 砂防等に関する研究開発への助成
 - (8) 民間開発の砂防等に関する技術審査・証明
 - (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事

会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項第4号の貸借対照表は、法令の定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

- 4 第1項各号の書類及び監査報告書は、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 センターに、評議員3名以上15名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員会議長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、センターの理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 各々の評議員に対する報酬は、各年度の総額が10万円を超えないものとする。

2 前項とは別に、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第13条 センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が評議員会を招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 評議員会を招集するときは、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面により、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたる。

2 評議員会議長が欠けたとき又は評議員会議長に事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び議事録作成に係る職務を行った者は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員を設置)

第22条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び第24条第4項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐して、業務を統括する。

4 理事会は、理事長及び専務理事以外の理事の中から、センターの業務を分担執行する理事を、2名以内選任することができる。

5 理事長、専務理事及び前項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬等の金額は、評議員会で定める。

- 2 前項とは別に、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第2節 理事会

(構成)

第29条 センターに、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び第24条第4項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) その他この定款で定められた事項

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
 - (3) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第33条 理事会を招集するときは、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選により、理事会の議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 相談役

(相談役)

第39条 センターに、相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、理事長が委嘱する。

3 相談役は、センターの業務執行に関する重要な事項について、相談に応ずる。

- 4 相談役の任期は、2年以内の必要な期間とし、その期限を明示するものとする。

第7章 砂防技術総合研究所

(砂防技術研究所)

第40条 センターの調査、研究及び技術開発を推進するため、センターに、砂防技術総合研究所を置く。

- 2 砂防技術総合研究所には、所要の職員を置き、理事長が任免する。
- 3 砂防技術総合研究所の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 砂防技術総合研究所に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 センターに、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備え置き)

第42条 センターは、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、かつ、保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (4) 役員及び評議員の報酬等に関する定め
 - (5) 第7条第1項の書類
 - (6) 第8条第1項各号の書類
 - (7) 監査報告書
 - (8) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及びこの定款の定めによる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解 散)

第44条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第46条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(実施細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの移行登記後最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
代表理事 (理事長) 近藤 浩一
- 4 センターの移行登記後最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
業務執行理事 (専務理事) 中野 泰雄
- 5 センターの移行登記後最初の評議員は、次に掲げる者とする。
阿部 勝征 石川 幹子 伊東 尚志 小橋 澄治 田中 淳
田村 孝子 中村 浩之 藤井 友竝 保科 幸二 森 俊勇
吉野 清文

附則

- 1 この定款の変更は、令和5年7月1日から施行する。